

議案第155号

宝塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

資料1 制定の概要について

1 制定の趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）が成立したことにより、児童福祉法の一部が改正され、0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを育てている家庭が、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が創設され、市町村による認可事業として位置付けられることとなった。

これに伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について、改正後の児童福祉法第34条の16第1項に基づき、条例を制定する。

2 乳児等通園支援事業の概要

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育施設等を利用できる新たな通園給付制度として、「乳児等通園支援事業」が創設され、令和8年度から全国で本格実施されることとなった。



【対象児童】

0歳6か月～満3歳未満で保育所等に通っていないこども

【実施施設】

市町村より事業の認可を受けた保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園等

【利用時間】

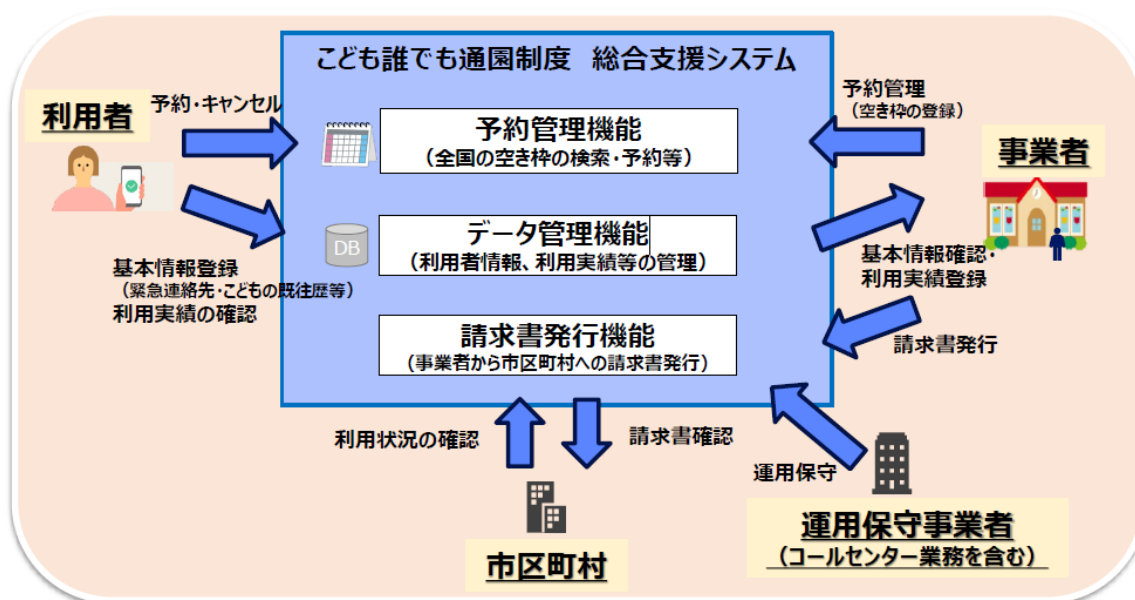
月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用

【実施方法】

利用者の利用予約や、事業者による記録等は、国が構築した「総合支援システム」にて運用する。

事業者は利用保護者と直接契約し、保育等を提供する。

※現在、国が所要法令・基準等の整備を行っており、令和8年度からの実施に向け、本年度中に本市も関係条例等の整備制定を行う。



3 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について

事業を実施するためには、設備や運営に関する基準について、国の定めた「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）」をもとに、本市が条例で定めることが必要である。なお、この条例は、内閣府令が定める従うべき基準と参酌すべき基準の区分に従い、定めることとなる。

（1）条例で定める基準の事項

条例で定める基準は、児童福祉法第34条の16第2項に基づき、次の2つに分類される。

従うべき基準	参酌すべき基準
条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準。	参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。
安全計画の策定等、自動車を運行する場合の所在の確認、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの職員の基準（職員に係る部分）、利用乳幼児を平等に取り扱う原則、虐待等の防止、食事、秘密保持等、 <u>乳児等通園支援事業の区分、設備及び職員の基準</u> （調理設備に係る部分）、職員、乳児等通園支援の内容、設備及び職員の基準（職員に係る部分）	最低基準の目的、最低基準の向上、最低基準と乳児等通園支援事業者、乳児等通園支援事業者の一般原則、乳児等通園支援事業者と非常災害、乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件、乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準（職員に係る部分を除く）、衛生管理等、乳児等通園支援事業所内部の規程、乳児等通園支援事業所に備える帳簿、苦情への対応、設備の基準（調理設備に係る部分を除く）、保護者との連絡、設備及び職員の基準（職員に係る部分を除く）、電磁的記録

主な内容（下線の基準事項を一部抜粋）

乳児等通園支援事業の区分 (第21条)	乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。 ①一般型乳児等通園支援事業は、②以外の乳児等通園支援事業をいう。 ②余裕活用型乳児等通園支援事業は、保育所、認定こども園または家庭的保育事業等を行う事業所において、当該施設または事業の利用児童数が利用定員の総数に満たない場合に、その利用定員の範囲内の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。
------------------------	--

設備の基準 (第 22 条)	①一般型乳児等通園支援事業 【0～1 歳児】 乳児室：1.65㎡/人 ほふく室：3.3㎡/人 【2 歳児】 保育室又は遊戯室：1.98㎡/人 ②余裕活用型乳児等通園支援事業 各施設の基準を遵守する。
職員の基準 (第 23 条)	【0 歳児】 3：1 【1，2 歳児】 6：1 ①一般型乳児等通園支援事業は、保育所等の利用定員以外に定員を定める。 ・乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者を配置し、そのうち保育士を 1／2 以上 ・保育士以外の保育従事者は、子育て支援員研修を修了した者。 ②余裕活用型乳児等通園支援事業は、各施設の基準を遵守する。

(2) 条例案について

本市においては、内閣府令で定められた基準をもって市の基準とし、条例を制定する。

4 今後の予定

条例施行後	事業者認可に向けた手続き開始（事業者募集、現地調査等）
令和 8 年 2 月	事業者認可 「宝塚市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」及び「宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例」の制定議案の提出
3 月	利用者登録の開始・利用者の認定
4 月	事業開始

5 施行期日

公布の日